平成３０年４月

農業保険法に基づく農業経営収入保険事業に係る業務委託者の募集について

全国農業共済組合連合会
会　長　　髙　橋　　博

全国農業共済組合連合会（以下「本会」という。）では、農業経営収入保険事業に係る業務の委託先を募集します。

１　募集対象

募集対象は、次の機関です。

（１）農業共済組合、都道府県連合会又は共済事業を行う市町村
（２）農業協同組合又は農業協同組合連合会
（３）銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び損害保険会社

２　委託業務の内容

本会は、次の農業経営収入保険事業に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施を委託します。

（１）収入保険の引受けに係る業務（保険契約の締結についての申込の承諾の決定に係るものを除く。）
（２）保険料の徴収に係る業務
（３）積立金の受領に係る業務
（４）事務費の徴収に係る業務
（５）つなぎ資金の貸付けに係る業務（貸付の決定に係るものを除く。）
（６）延滞金の徴収に係る業務
（７）保険金の支払に係る業務（保険金の額の決定に係るものを除く。）
（８）特約補塡金の支払いに係る業務（特約補塡金の額の決定に係るものを除く。）
（９）収入保険の実施に必要な調査に係る業務
⑽ 保険事故の発生の防止に係る業務

なお、（２）から（８）までに係る集金に関する業務は、委託の対象としません。

３　委託業務に係る経費の取り扱い

委託業務に要した実費を超えない範囲内とし、業務委託契約の締結の際に、業務委託先と本

会が協議して決定します。

4　応募要件

応募に当たっては、次の要件すべてを満たす必要があります。

（1）保険業務に関するノウハウを有していること。

（2）農業者が対象であることから、農業に関する基本的な知識を有していること。

（3）原則として、2の業務の全てを実施すること。

5　応募に必要な書類

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出してください。

（1）応募者情報

1）名称

2）代表者氏名

3）住所

4）電話番号

5）メールアドレス

（2）委託業務の実施規模

1）加入推進の対象となる地域

2）保険契約の締結見込み数

（3）委託業務の実施体制

1）1の（1）から（10）の業務（農業者からの問合せ及び要望への対応業務を含む）についての業務ごとの担当人員数（担当者の農業及び保険に係る専門知識・知見に関する資格・経歴を含む）及び指揮命令系統

2）農業保険法第189条の秘密保持義務の遵守及び情報セキュリティの管理の仕組み

6　募集期間

5の書類を作成の上、平成30年7月31日（火）17時30分までに、本会業務部企画課まで提出（郵送またはkikaku@nosai-zenkokuren.or.jpまでメール）してください。

詳細については、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒102-0082　東京都千代田区一番町19番地

全国農業共済組合連合会　業務部企画課

担当　瀬ヶ沼、軽部、土居

TEL：03-6265-4806　FAX：03-6265-4807